

入浴設備の衛生管理について

神奈川県では、「公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例」及び「旅館業法施行条例」により、入浴者の衛生のために必要な基準を定めています。

- 1 水質基準に適合するように維持管理してください。
水質検査を実施し、結果は3年間保管してください。

(1) 浴槽水：4項目

項目	水質基準
濁度	5度以下
<u>有機物（全有機炭素の量（TOC））</u> ※	<u>8mg/L 以下</u> ※
大腸菌群	1個/ml 以下
レジオネラ属菌	不検出（10cfu 未満/100ml）

⇒ 水質検査の頻度：すべての浴槽で必ず1年に1回以上

- ・ 湯水の採取は清掃の直後を避け、混雑する時間帯に行ってください。
- ・ 浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴槽は水質検査不要です。

(2) 原湯、原水、洗い場のカランやシャワーから出る温冷水：6項目
(水道水以外の水を使用している場合)

項目	水質基準
色度	5度以下
濁度	2度以下
水素イオン濃度指数(pH)	5.8以上8.6以下
<u>有機物（全有機炭素の量（TOC））</u> ※	<u>3mg/L 以下</u> ※
<u>大腸菌</u>	<u>不検出</u>
レジオネラ属菌	不検出（10cfu 未満/100ml）

⇒ 水質検査の頻度：浴槽水が水質基準に適合しなかった場合や
源泉、配管の変更時等その他必要に応じて実施

➤ 下線斜体の項目は令和5年1月1日から適用です。

※ 塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒している場合は、過マンガン酸カリウム消費量を測定してください。（水質基準：浴槽水は 25mg/L 以下、原湯等は 10mg/L 以下）

2 塩素系薬剤を使用して浴槽水の消毒をしてください。

- ・ 浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁（1日3回以上が望ましい）に測定し、記録をつけてください。
- ・ 記録は3年間保管してください。
- ・ 浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴槽は消毒不要です。

遊離残留塩素濃度・・・0.4mg/L 以上（～最高 1.0mg/L）

<参考：代表的な塩素系薬剤の種類と特徴>

種類 特徴	塩素化イソシアヌル酸 ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	モノクロラミン
有効塩素 濃度	60～90%	5～12%	
主な形状	固形、顆粒状	液体	2剤の現地混合

<参考：残留塩素濃度の測定方法>

DPD 法の例



デジタル式の例



試験紙の例



<消毒に塩素系薬剤を使用しない場合>

次のいずれかに該当する場合に、他の適切な衛生措置を行うことを条件として知事が適当と認めたときは消毒に塩素系薬剤を使用しないことができます。

- ア 原湯又は原水のpH又はアンモニア性窒素等の濃度が高く、遊離残留塩素の消毒の効果が期待できない場合
- イ 原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合
(例：原湯と塩素系薬剤が反応して有毒な塩素ガスを発生する場合や、原湯の流入が多いかけ流しの浴槽で遊離残留塩素濃度を保つことができない場合)
- ウ 自身の施設にて有効性を検証確認した他の消毒方法を使用する場合

<他の適切な衛生措置>

定期的な水質検査、有効性を確認した消毒、浴槽配管等の定期的な清掃消毒等を実施することをいいます。

3 浴槽やろ過器等の清掃をしてください。

(1) 浴槽

- ろ過器を使用していない浴槽は、**毎日完全に換水**して清掃を行ってください。
- ろ過器を使用している浴槽は、**1週間に1回以上完全に換水**して清掃を行ってください。

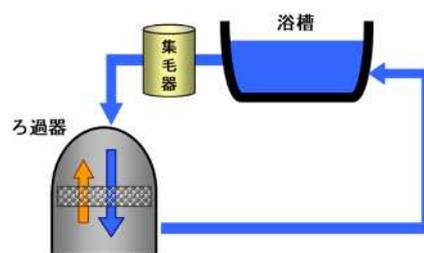
(2) ろ過器、循環配管

- 毎日、集毛器を清掃及び消毒**してください。
- 7日に1回以上、逆洗浄**を行い、ろ過器や配管内の汚れを排出するとともに、**高濃度塩素等による消毒**を実施してください。
- ろ過器の無い昇温循環配管や浴槽水の溜まる箇所は定期的に清掃及び消毒をしてください。
- 日常管理に加えて年に1回程度、配管内の生物膜の点検除去をしてください。

配管消毒の具体的な方法の例（7日に1回以上）

高濃度塩素消毒

- ①循環が可能な程度まで浴槽の水位を下げる
- ②塩素を高濃度に添加（5～10mg/L程度）
※材質によっては配管の腐食が起きるので注意
- ③数時間循環させる
- ④使用した湯を捨てる



4 貯湯槽内の湯の温度は、60℃以上に保ってください。 貯湯槽は、定期的に清掃及び消毒してください。

- 原湯、カラン、シャワー用の湯を貯める貯湯槽が対象です。
- 最大使用時にあっても55℃以上に保ってください。
- 60℃を維持できない場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯の消毒を行ってください。

<参考>設備の破損や温度計の性能について、定期的に確認してください。
定期的に貯湯槽の底部の滞留水を排水してください。

5 その他の入浴設備も、適切に管理してください。

- 気泡発生装置等（ジャグジー、ジェット等の微小な水粒を発生させる設備）がある場合は、定期的に清掃及び消毒し、内部に生物膜が形成されないように管理してください。
- 水位計と浴槽をつなぐ配管がある場合は、浴槽水の換水を行う際に配管を消毒し、生物膜を除去してください。



- ・ 調節箱（洗い場やシャワーに備え付けられた湯栓へ温水を送るための箱）がある場合は、定期的に清掃及び消毒をしてください。
- ・ オーバーフロー水及び回収槽の水は浴用に使用しないでください。ただし、これにより難しい場合は、回収槽及び配管内の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽内の水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒してください。

6 レジオネラ属菌が検出された場合は、浴槽・ろ過器・配管等の点検、洗浄、消毒を行ってください。

気泡発生装置（ジャグジー、ジェット等）がある場合は、直ちに気泡発生装置の使用を停止し、同様に点検、洗浄、消毒を行ってください。

レジオネラ症に罹患してしまう人が出ないように、浴槽のみならず、ろ過器や配管内のバイオフィルムを十分に洗浄除去してから、消毒をしてください。

洗浄・消毒後、再度水質検査を実施し、レジオネラ属菌が検出されないことを確認してから、入浴設備の使用を再開してください。

7 手引書及び点検表を作成してください。

- ・ 条例で定められた衛生基準を自主的に管理していただくために、「手引書」と「点検表」を作成して、従業する方がその内容を理解して作業にあたるようにしてください。
- ・ 日常の衛生管理を行う責任者を定めてください。
- ・ 点検結果の保管は3年間は望ましいです。



8 脱衣室等に以下の注意掲示をしてください。

- ・ 浴槽内に入る前は身体を洗うこと
- ・ 循環している浴槽水の誤飲をしないこと
- ・ 公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないこと

※ 浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴槽は掲示不要です。

問合せ先

神奈川県平塚保健福祉事務所

環境衛生課

電話 0463-32-0130（代表）